

I . 統計で見る男女共同参画の状況

1. 人口、人口動態

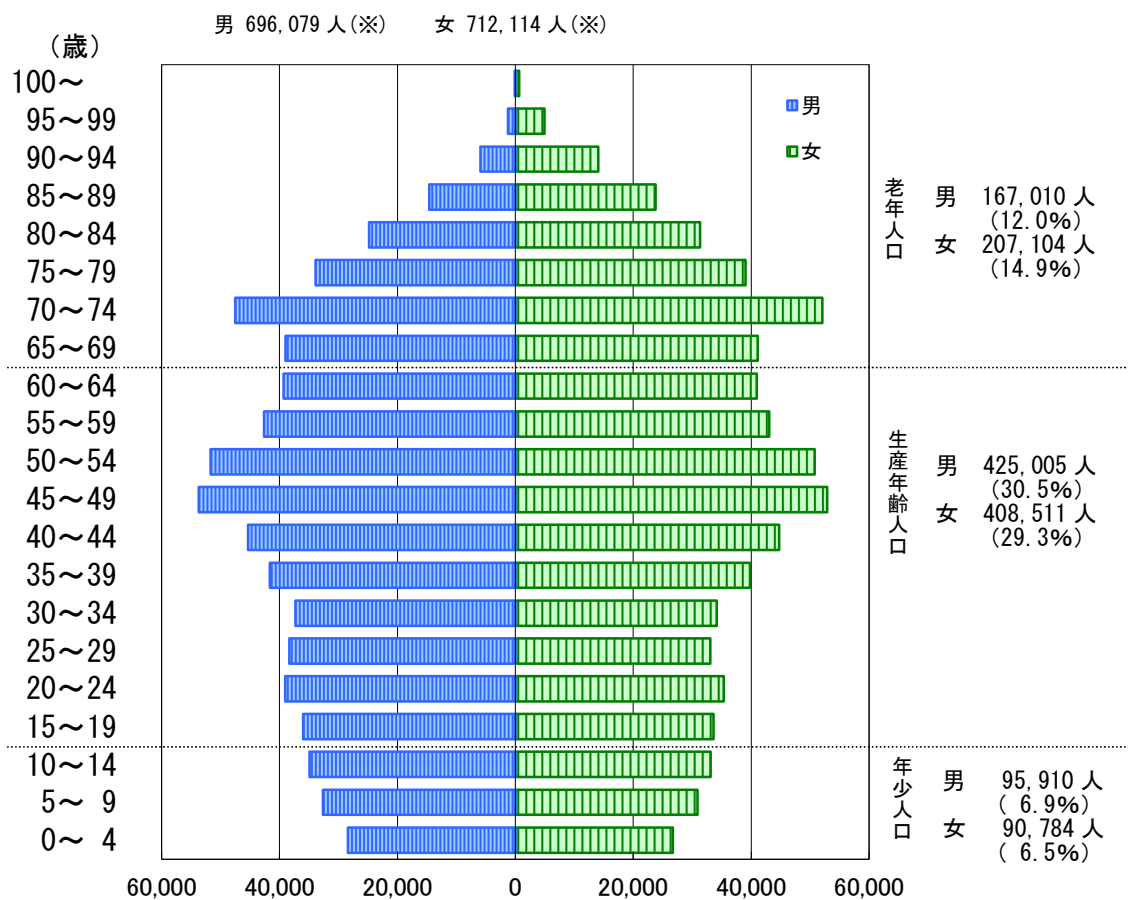
■本県の令和4年(10月1日現在)の人口は、男性が696,079人、女性が712,114人、合計1,408,193人(年齢不詳を含む。)で、令和3年(1,409,157人)からの人口増減率は0.1%の減少となりました。

■年齢別の人口をみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)、老年人口(65歳以上)の構成比は、それぞれ13.4%、59.8%、26.8%となっており、それぞれの構成比を令和3年と比べると、年少人口は0.2ポイントの減少、生産年齢人口は0.1ポイントの減少、老年人口は0.1ポイントの増加となっています。

図1 人口ピラミッド(滋賀県)

資料:「令和4年滋賀県推計人口年報」(県統計課)

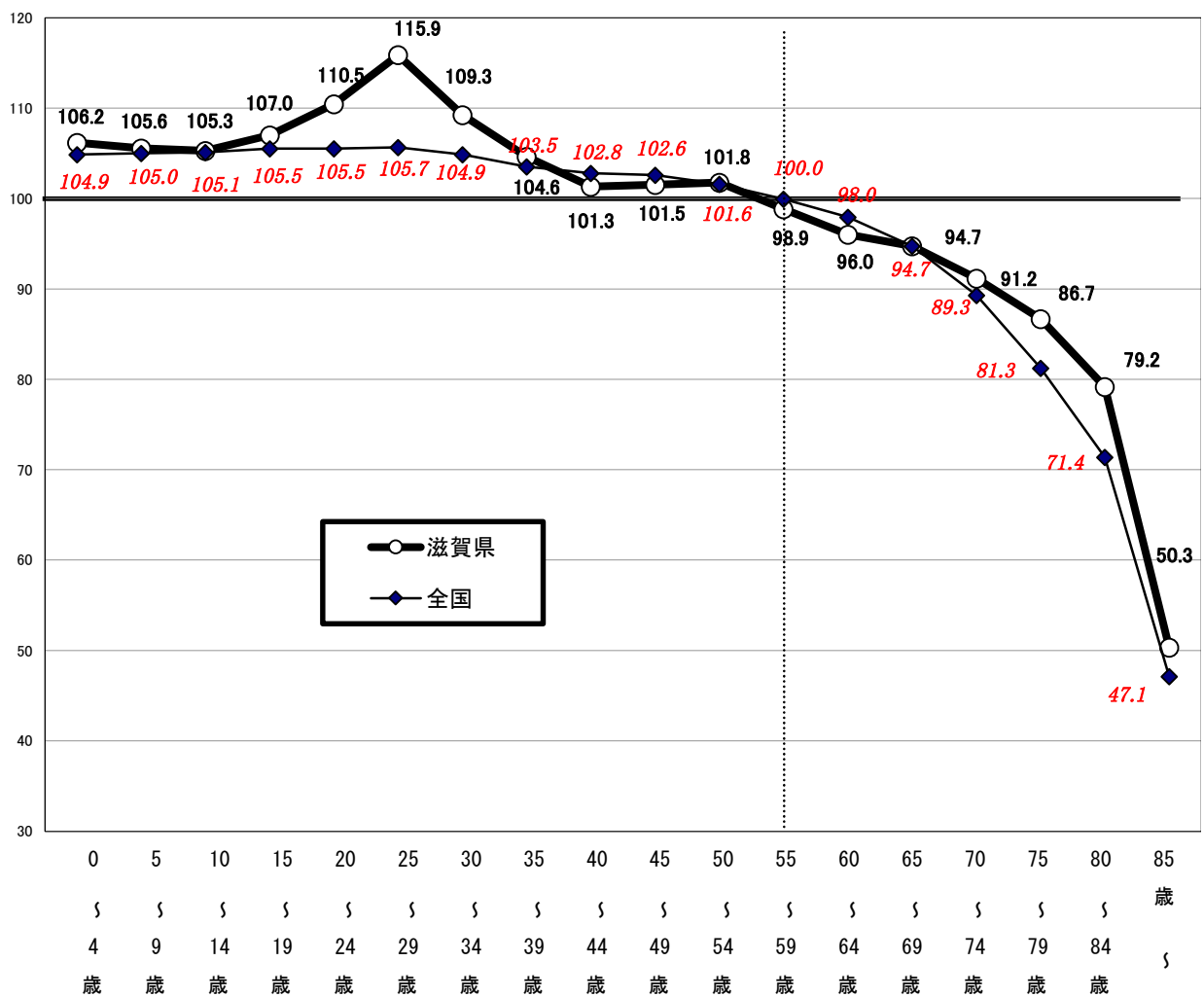
(※印の人数には年齢不詳者を含む。ただし、男女構成比は年齢不詳者を除いて算出)



- 本県における人口性別比(女性 100 に対する男性の比率)を年齢階級別にみると、50 歳代後半を境に女性人口が男性人口を上回るようになり、特に 70 歳代後半以降の高齢者層になると、一気に女性人口が男性人口を上回る様子がよくわかります。
- 全国でも、50 歳代後半から女性人口が男性人口を上回っています。

図2 年齢5階級別・男女性比(滋賀県・全国)

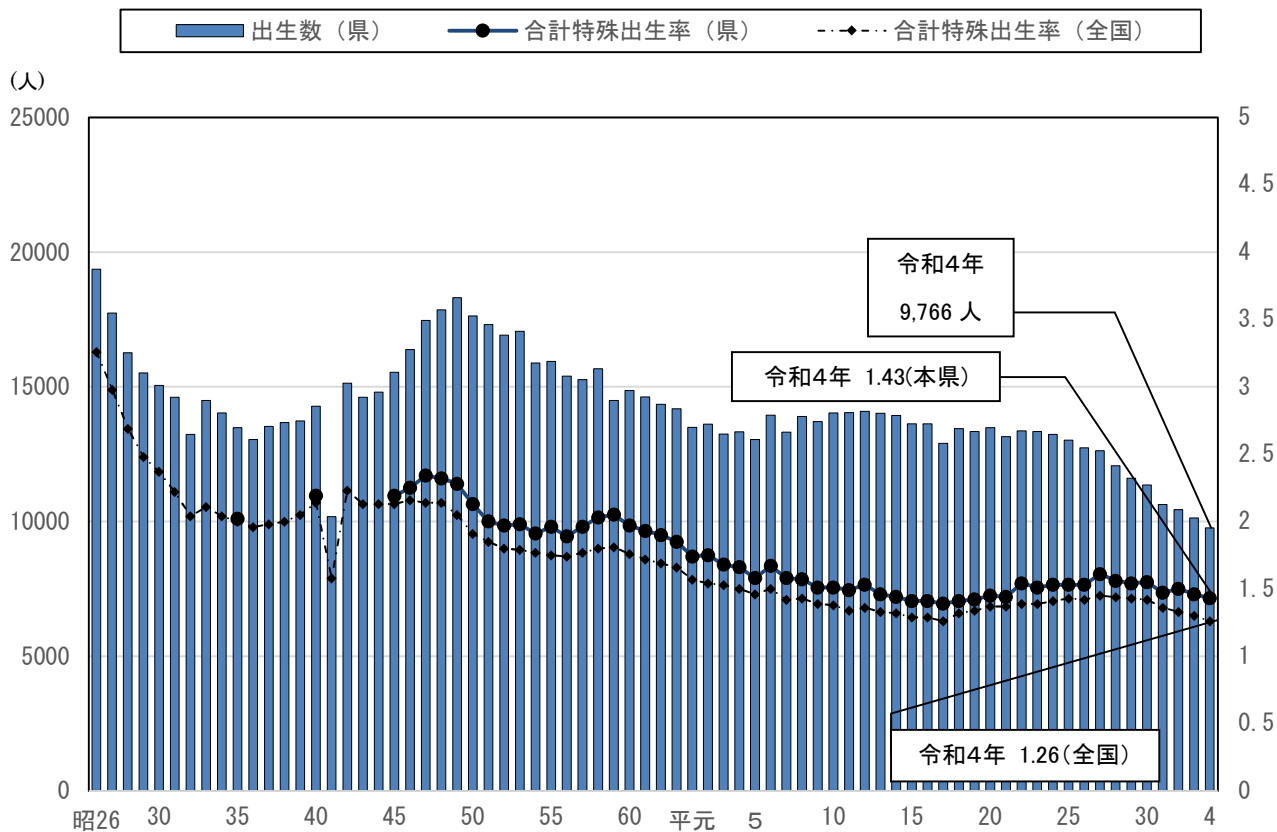
資料:「令和4年滋賀県推計人口年報」(県統計課) 「令和4年人口推計」(総務省)



- 本県の出生数は、昭和49年をピークとする第二次ベビーブーム以降減少傾向にあります。平成元年から平成25年までは13,000～14,000人で推移していましたが、平成26年に13,000人を下回ってから右肩下がりで減少しており、令和4年は初めて1万人を下回り9,766人となりました。
- また、本県の合計特殊出生率は、全国を上回って推移しておりますが、近年減少傾向にあり、令和4年は前年から微減の1.43となりました。

図3 出生数および合計特殊出生率の推移（滋賀県・全国）

資料：「人口動態統計」（厚生労働省）



- 本県の婚姻件数は、平成以降では12年の8,593件をピークに減少傾向にあり、令和4年は5,642件となっています。また、婚姻率(人口千対)も4.1となり、減少傾向にあります。
- 一方、離婚件数は昭和40年頃から年々増加し、平成17年には過去最高の2,472件に達しましたが、その後、減少傾向にあり、令和4年は1,836件となっています。また、離婚率(人口千対)も同様の傾向にあり、令和4年は全国より0.13低い1.34となっています。

図4 婚姻の状況(滋賀県・全国)

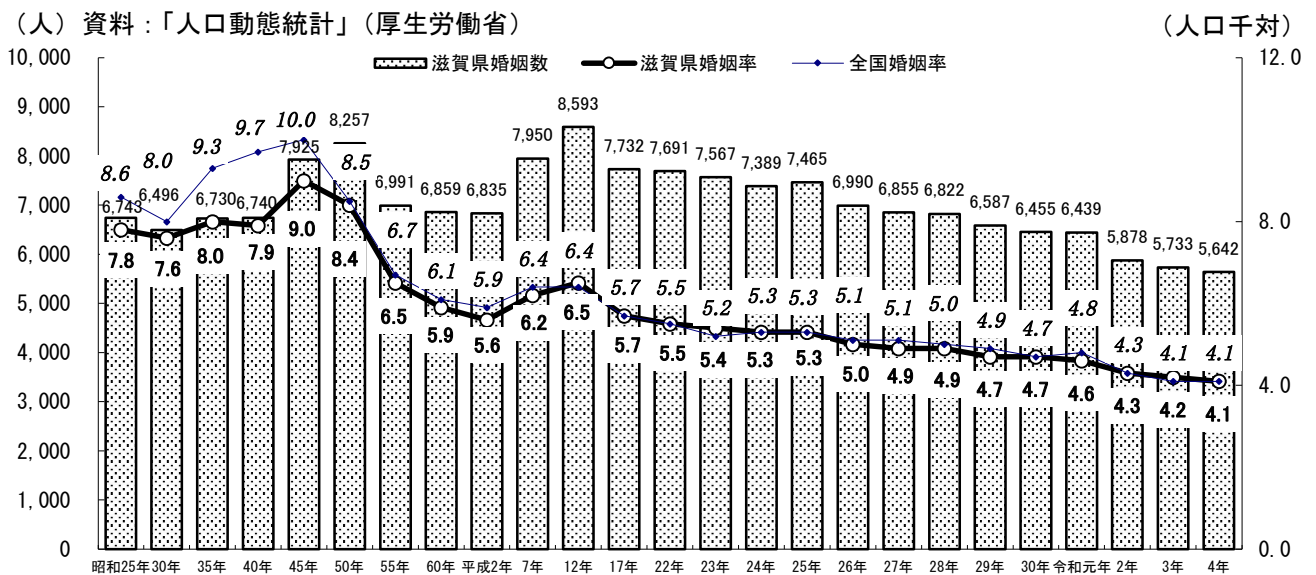
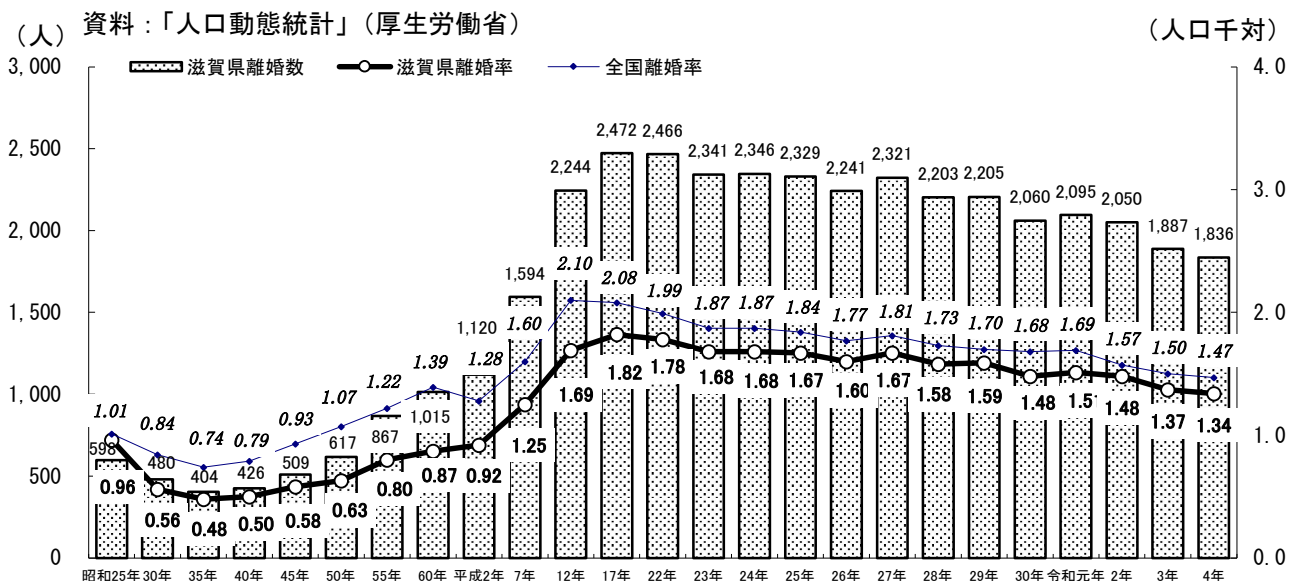


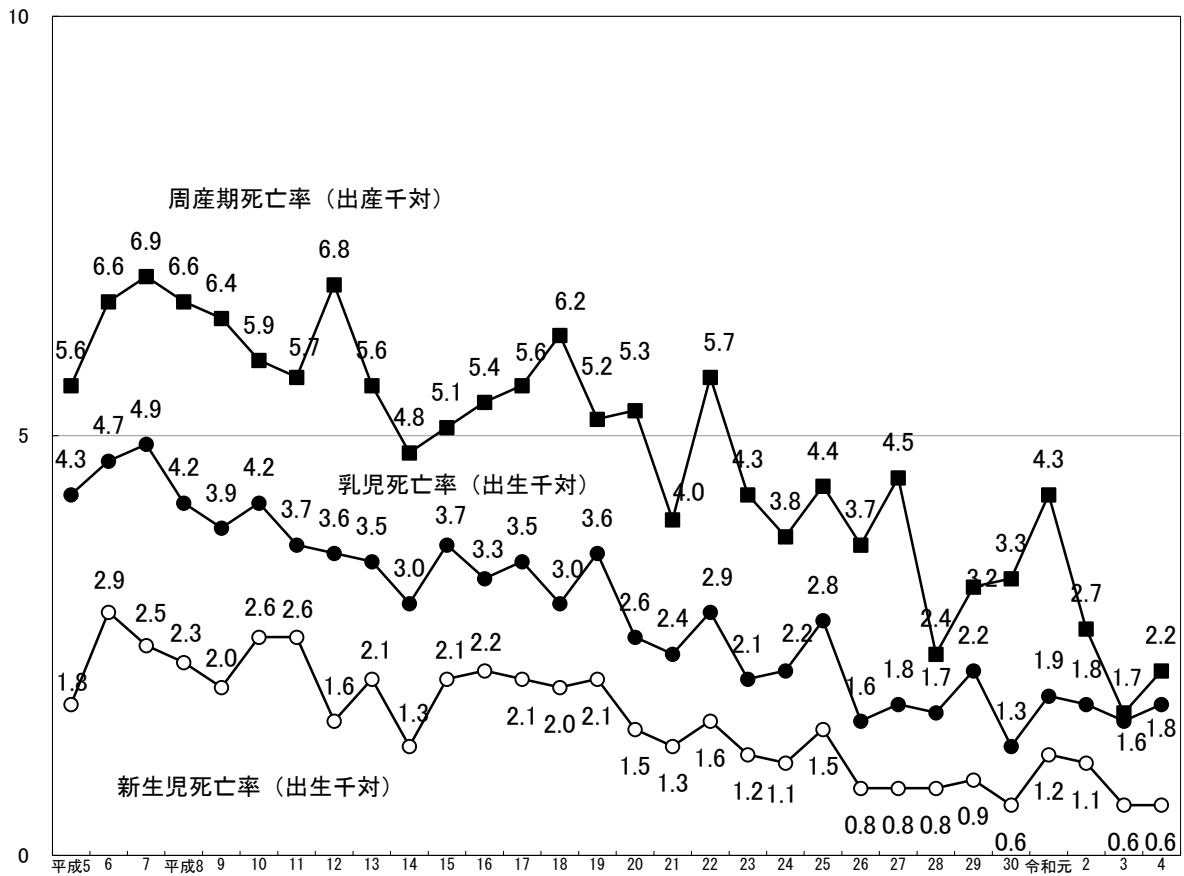
図5 離婚の状況(滋賀県・全国)



- 本県における新生児・乳児および周産期死亡の推移をみると、全体として一定の改善傾向がみられます。周産期死亡率(人口千対)は、平成19年以降、2～5台で推移しており、令和4年は前年から0.5増加し、2.2となりました。
- 乳児死亡率(人口千対)は、平成20年以降、1～2台で推移していますが、令和4年は1.8となり、前年から0.2増加しました。
- 新生児死亡率(人口千対)は、平成20年以降、1台前後で推移していますが、令和4年は0.6となり、前年と同じでした。

図6 母子保健関係指標の推移(滋賀県)

資料:「人口動態統計」(厚生労働省)

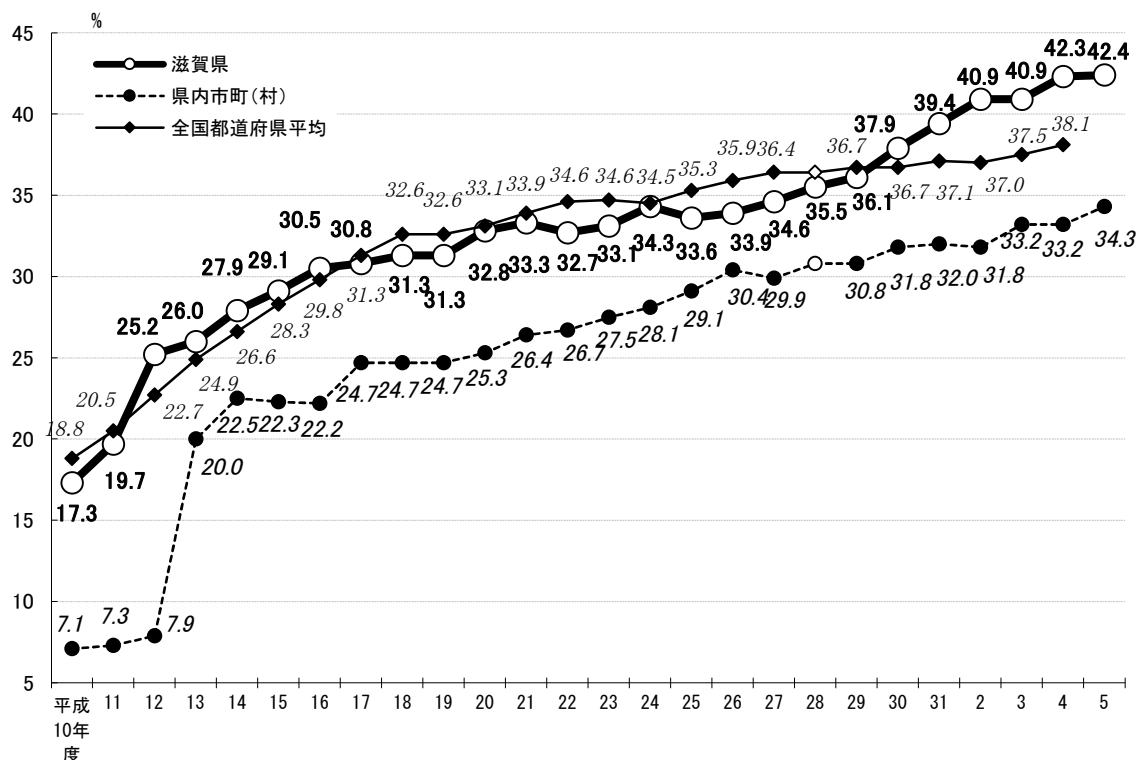


2. 女性の参画

- 本県の審議会等における女性委員の割合の推移をみると、平成 10 年度の 17.3%から徐々に増え始め、平成 16 年度には平成 22 年度の目標値である 30%を超えるなど順調に増加してきました。
- 平成 20 年度からは、滋賀県男女共同参画計画(第 2 次改訂版)の目標値を 40%に設定し、令和2年度に 40.9%と初めて目標を達成しました。
- 令和3年 10 月に策定したパートナーシッププラン 2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)においては、毎年度の目標値を 40%以上 60%以下に設定し、令和5年度は 42.4%と令和3年度から毎年度目標を達成しています。
- 平成 30 年度以降全国平均を上回り、令和 4 年度は 4.2 ポイント上回っています。

図 7 審議会等における女性委員の割合の推移（滋賀県・全国平均）

資料：内閣府、県女性活躍推進課資料 ※平成 29 年度より調査時点を 4 月 1 日に変更

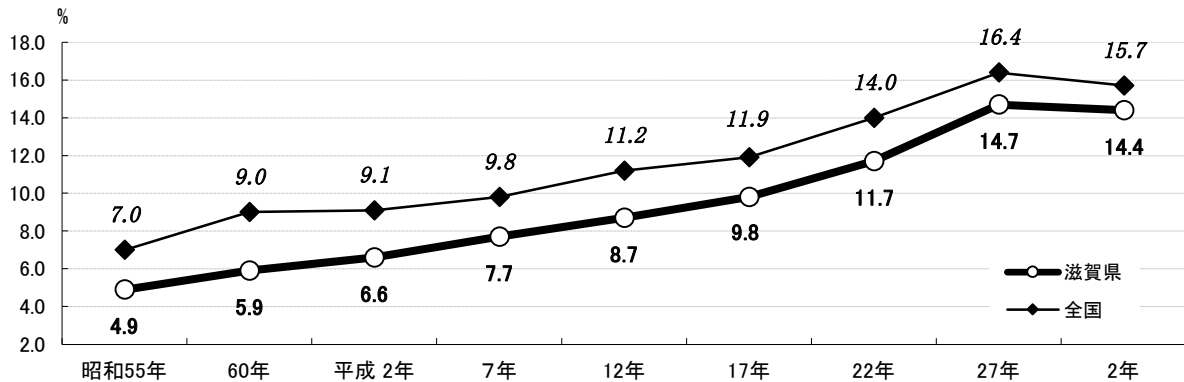


※審議会等：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく、法律または条例の定めにより設置された調停、審査、諮問または調査のための機関

■本県における管理的職業に従事する者に占める女性の割合の推移をみると、徐々にではありますが、上昇傾向にあります。令和2年国勢調査では14.4%となっており、平成27年を0.3ポイント下回りましたが、全国順位は39位から37位に上昇しました。

図8 管理的職業に従事する者に占める女性の割合（滋賀県・全国）

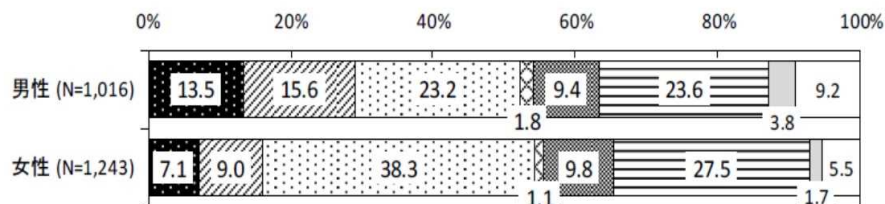
資料：「国勢調査－管理的職業に従事する者の割合」（総務省）



- 女性の管理職が少ない理由は、男性では、「会社や組織の中に昇進・昇格に対する男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから」が23.6%で最も多くなっています。
- 一方、女性では、「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が38.3%で最も多くなっています。

図9 管理職につく女性が少ない最も大きな理由（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和元年）」（県女性活躍推進課）

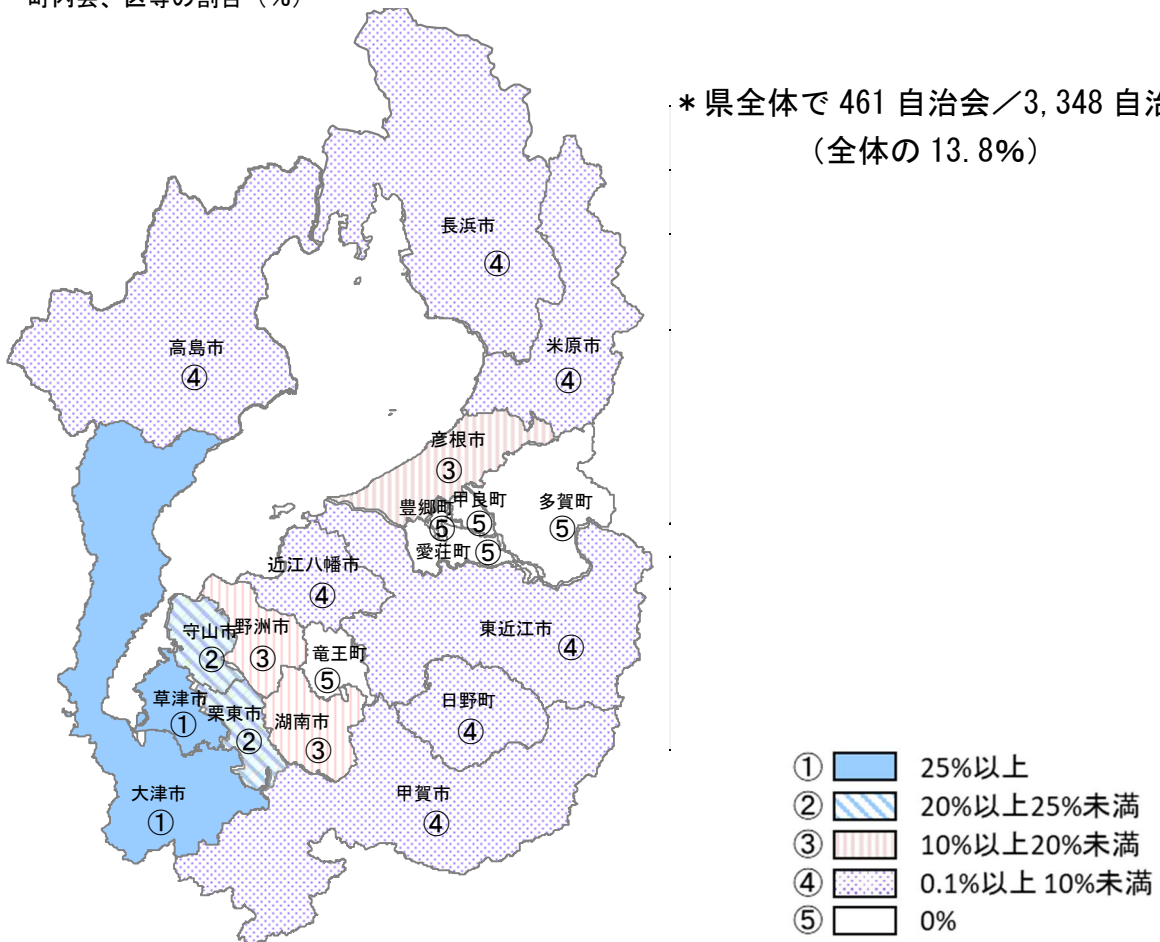


- 女性自身が管理職につくことに消極的だから
- 女性は、勤続年数が短く、管理職になる前に退職するから
- 女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから
- 女性は、能力的にみて管理職に向いていないから
- 女性は、管理職に必要とされる能力(知識や経験、判断力など)を高める機会が少ないから
- 会社や組織の中に昇進・昇格に対する男性優先の意識や、女性管理職に対する不安感があるから
- その他
- わからない

■自治会における、女性が代表・副代表である団体の数・比率をみると、市部を中心に徐々に増加していますが、県全体では女性の代表も副代表もない自治会は86.2%と、依然として多くを占めています。

図10 女性が代表または副代表である自治会の割合(滋賀県)

女性が代表者または副代表者になっている自治会、町内会、区等の割合(%)



令和5年4月1日現在
県女性活躍推進課「市町における男女共同参画推進状況調査」

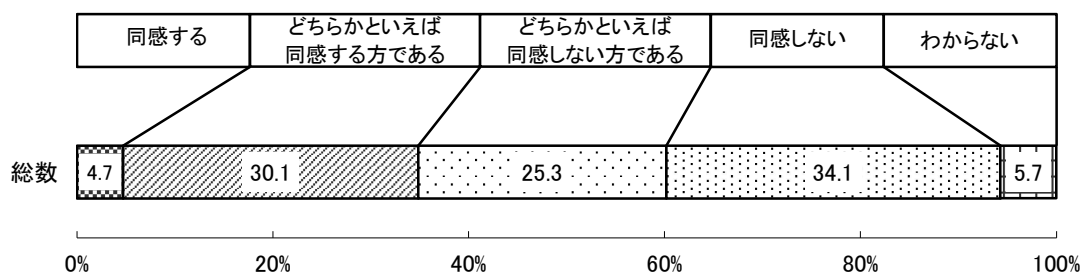
3. 男女共同参画に関する意識

- 令和元年に実施した「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について、59.5%の人が『同感しない』（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計。以下同じ。）と回答しています。
- 性別でみると、男性に比べて女性のほうが『同感しない』が多く（男性 53.7%、女性 64.2%）、10.5 ポイントの差があります。

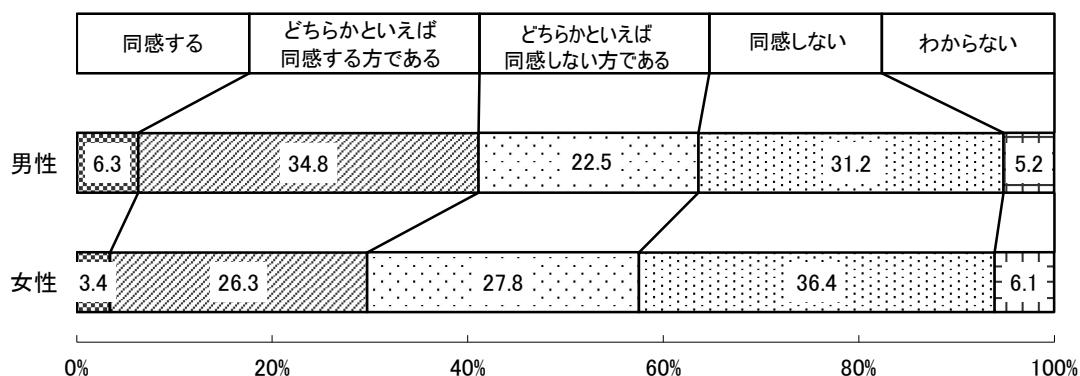
図 11 「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和元年）」（県女性活躍推進課）

■総数



■性別



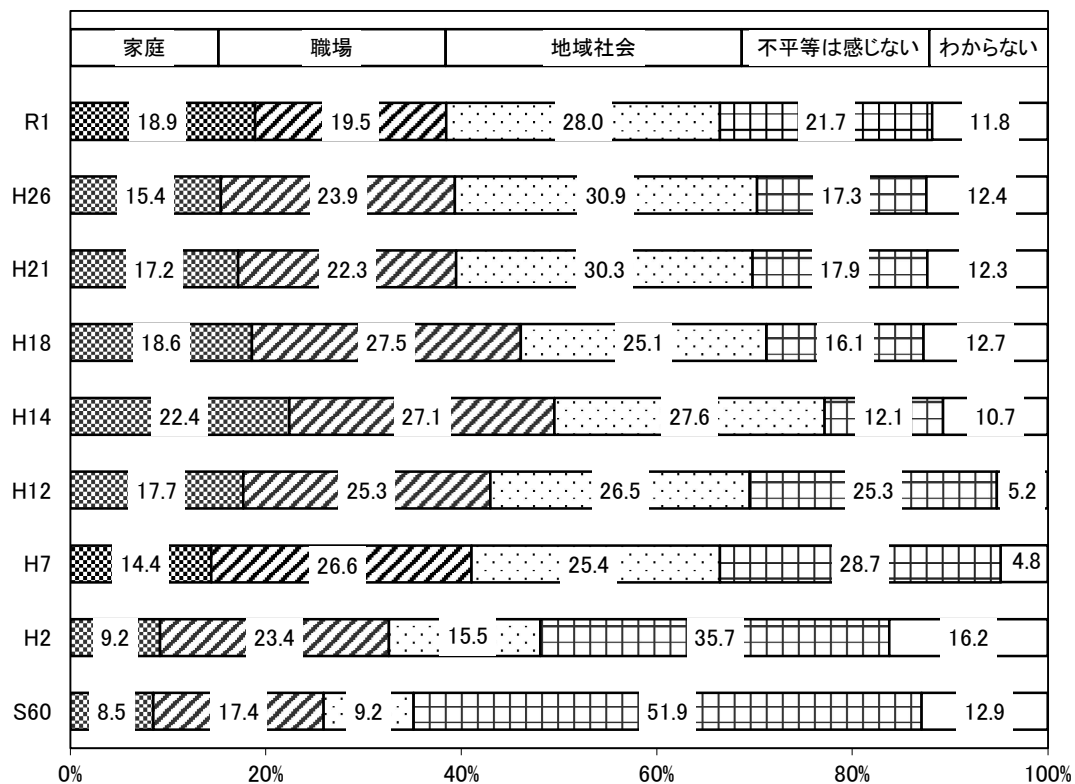
- 男女の不平等感に関しては、昭和 60 年の調査においては、「不平等は感じない」とする回答が過半数(51.9%)を占めていましたが、その割合は減少しています。これは、女子差別撤廃条約の批准等、女性の地位向上に向けた一連の動きとも相まって、人々の気づきが促され、徐々に不平等に気づく人が増えたものと考えられます。
- どのようなところで不平等を感じるかについては、令和元年の調査では「地域社会」の割合が高くなっています。

図 12 男女の不平等を感じる場所（滋賀県）

資料：「県政世論調査（昭和 60 年から平成 12 年）」（滋賀県）

「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査

（平成 14 年、18 年、21 年、26 年、令和元年）」（県女性活躍推進課）



* 選択肢「わからない」に関して

昭和 60 年、平成 2 年の調査では「決められない」という選択肢で調査を実施。

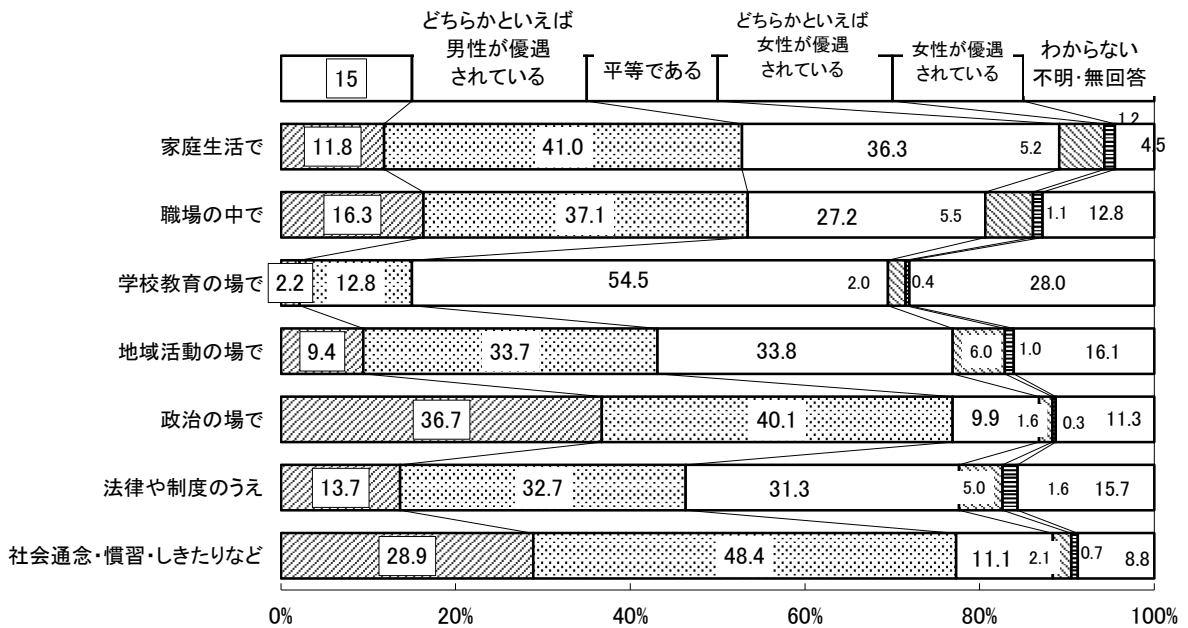
平成 7 年、平成 12 年の調査では「無回答」という選択肢で調査を実施。

平成 14 年、平成 18 年、平成 21 年、平成 26 年の調査では「わからない」という選択肢で調査を実施。

- 各分野における男女の地位の平等感では、「社会通念・慣習・しきたり」においては 77.3%の人が、「政治の場」においては 76.9%の人が、『男性が優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答しています。
- 女性が優遇されていると思う人は、どの分野でも 1 割にも満たない割合になっています。

図 13 各分野における男女の地位の平等感（滋賀県）

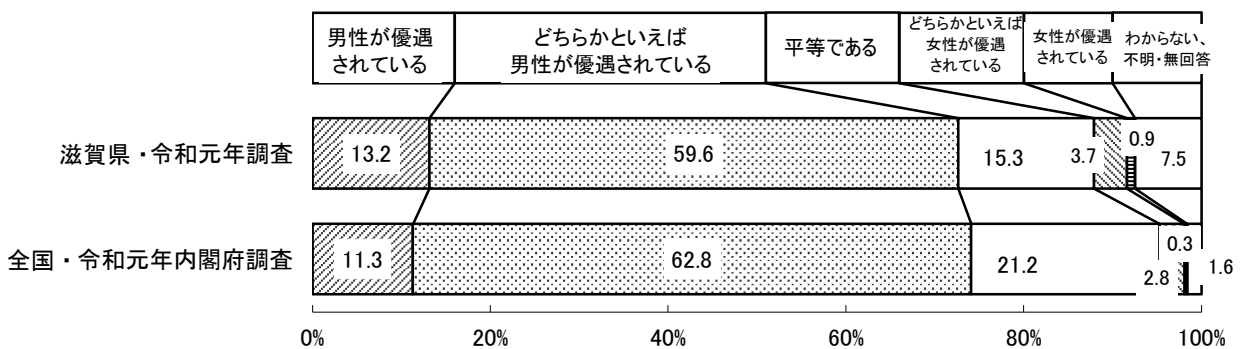
資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和元年）」（県女性活躍推進課）



- 社会全体における男女の地位の平等感については、『男性が優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が 72.7%で、全国に比較すると 1.4 ポイント多くなっています。

図 14 社会全体における男女の地位の平等感（滋賀県・全国）

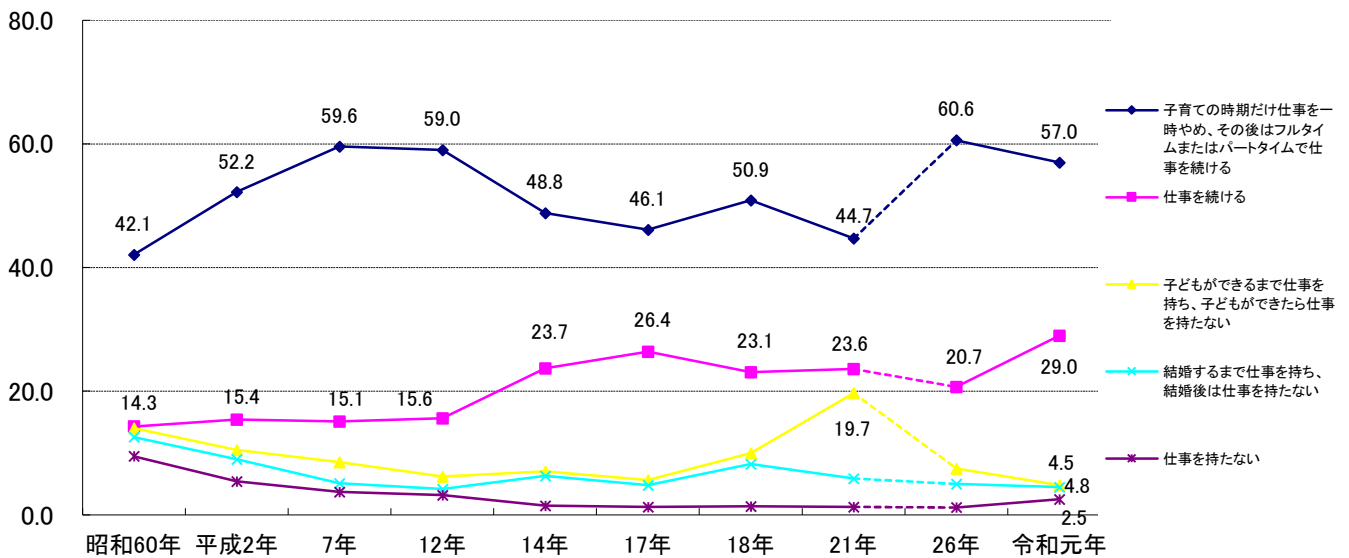
資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和元年）」（県女性活躍推進課）
「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）」（内閣府）



■滋賀県では、女性の理想の働き方として、「子育て期だけ一時やめ、その後はフルタイムまたはパートタイムで仕事を続ける」と考える人の割合が最も多くなっています。

図 15 女性の理想の働き方に関する考え方（滋賀県）

資料：「県政世論調査、男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」（滋賀県）



※平成 26 年度調査では、質問内容を「理想とする女性の働き方」から女性に対しては「あなた自身の働き方の理想」に変更。

4. 家庭

- 男性の家事、育児・介護等の時間は女性と比べ非常に短く、平成18年から28年にかけて、ほとんど増加していませんでしたが、令和3年は家事時間が増加しました。女性については家事時間が減少傾向にありましたが、令和3年は増加しています。
- 共働き世帯においても家事等の時間は妻の方が長く、女性に家事、育児負担が大きく偏っています。一方、男性は女性よりも仕事や通勤時間が長くなっており、男性の家事等への参画を難しくしていることが読み取れます。

表1 週全体の1日あたりの家事時間に関する男女比較（滋賀県）

資料：「社会生活基本調査」（総務省）

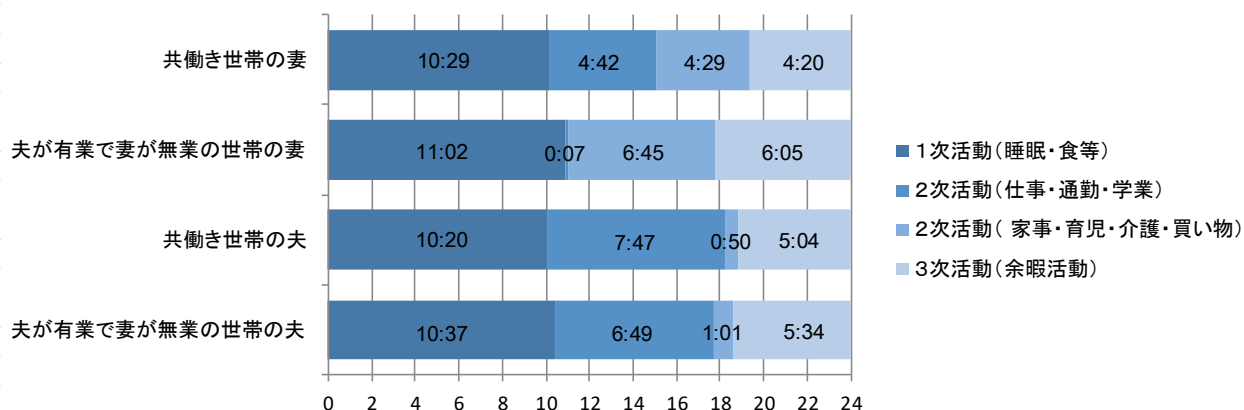
（単位 時間：分）

	男性				女性				女性（有業）				女性（無業）			
	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計
S56	0:10	--	--	0:10	3:45	--	--	3:45	2:59	--	--	2:59	4:38	--	--	4:38
S61	0:10	--	0:02	0:13	3:14	--	0:29	3:44	2:47	--	0:12	2:59	3:40	--	0:47	4:28
H 3	0:12	0:00	0:01	0:14	2:56	0:06	0:22	3:26	2:42	0:06	0:12	3:00	3:18	0:07	0:37	4:02
H 8	0:12	0:02	0:03	0:17	2:59	0:06	0:20	3:25	2:39	0:05	0:12	2:56	3:26	0:07	0:30	4:03
H13	0:15	0:02	0:04	0:21	2:43	0:07	0:25	3:15	2:15	0:04	0:13	3:16	3:16	0:10	0:38	4:04
H18	0:15	0:01	0:05	0:21	2:44	0:06	0:26	3:16	2:28	0:05	0:21	2:54	3:25	0:09	0:35	4:09
H23	0:19	0:03	0:05	0:27	2:34	0:05	0:23	3:02	2:19	0:04	0:16	2:39	3:13	0:08	0:36	3:57
H28	0:13	0:01	0:07	0:21	2:31	0:06	0:26	3:03	2:06	0:04	0:21	2:31	3:00	0:08	0:30	3:38
R3	0:24	0:02	0:07	0:33	2:49	0:04	0:25	3:18	2:29	0:03	0:25	2:57	3:14	0:06	0:24	3:44

※S56年の家事時間は育児時間含む

図16 夫婦の生活時間（1日に占める時間数：週全体）（滋賀県）

資料：「令和3年 社会生活基本調査」（総務省）



5. 労働

- 本県における雇用者数の推移をみると、男女とも昭和40年以降増加してきましたが、男性雇用者数はピーク時の平成12年に比べると減少しています。雇用者に占める女性の比率は、昭和50年以降は漸次上昇傾向がみられます。
- また、所定内給与額の推移をみると、男性の給与を100とすると女性は75.2と男女間の格差があります。近年横ばいの傾向にありますが、前年より男性は15千円増加、女性は13千7百円増加しました。
- 勤続年数は近年横ばいの傾向にありますが、前年より男性が1.3年長く、女性が0.7年長くなっています。

図17 雇用者数の推移（滋賀県・全国）

資料：「国勢調査」（総務省）

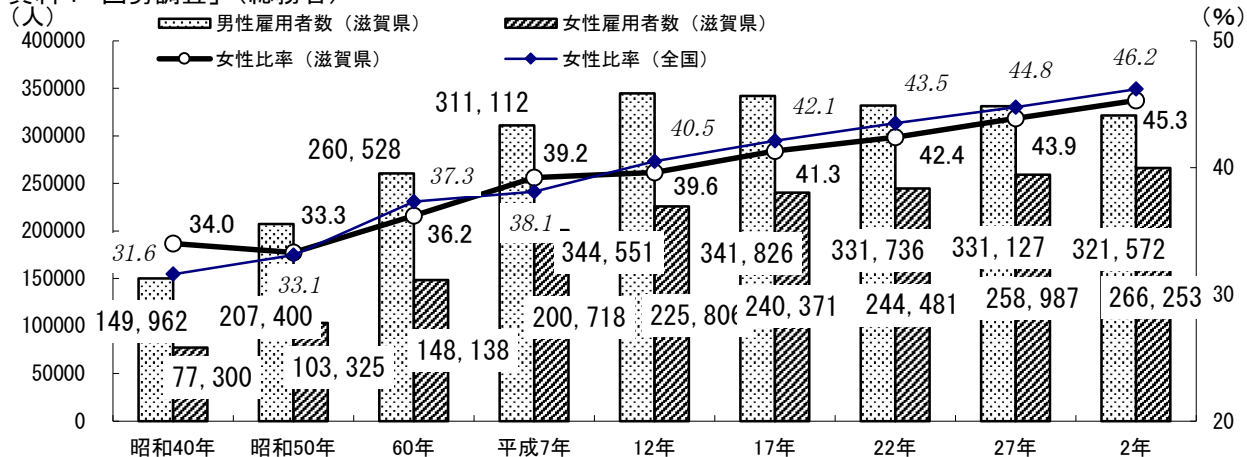
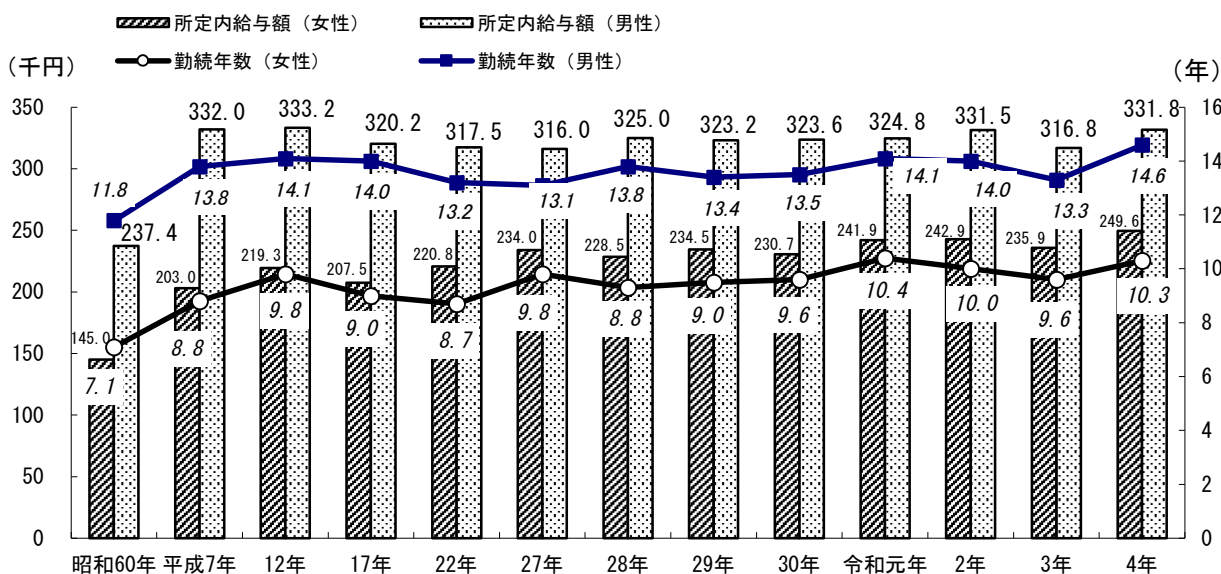


図18 所定内給与・勤続年数の推移（滋賀県）

資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）



- 年齢階級別・男女別の有業率をみると、男性の有業率は、25歳以上59歳以下の年齢階級で90%を超えています。
- 一方、女性の有業率は、24歳以下を除いて男性よりも低く、特に結婚、出産、子育て期に低下しM字型となりますが、潜在的有業率を見るとM字のくぼみは非常に小さくなっており、就業希望はあるが実現できていないという状況が読み取れます。
- また、女性の労働力率を時系列でみると、徐々にM字カーブの谷が浅くなっています。

図19 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

（備考）潜在的有業率は、有業者に就業希望者を足した

資料：「就業構造基本調査（令和4年）」（総務省）

ものを年齢別人口で割り、100をかけた値

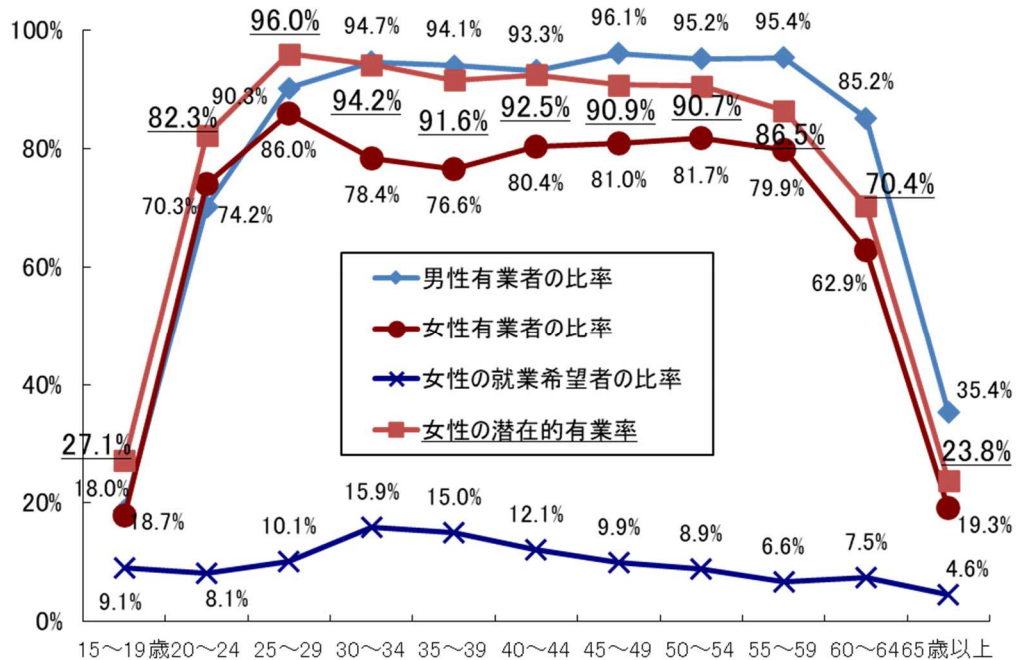
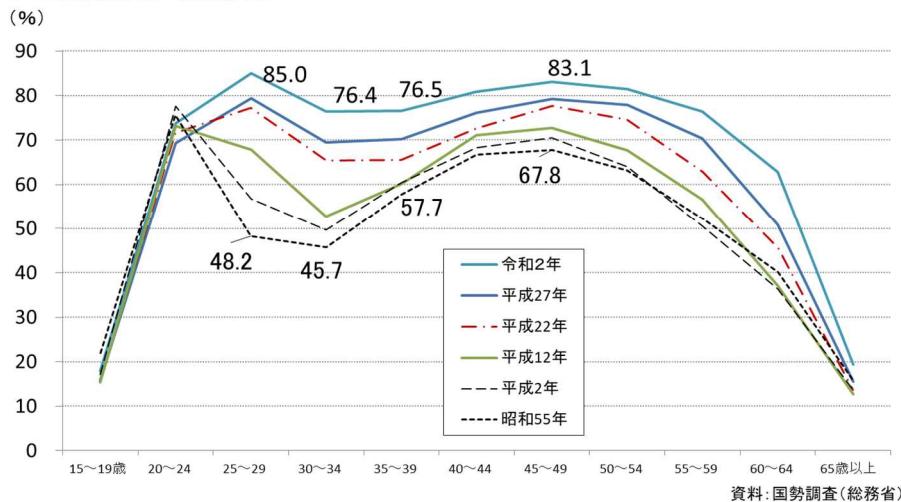


図20 年齢階級別女性労働力率の推移（滋賀県）

資料：「国勢調査」（総務省）



資料：国勢調査（総務省）

- 本県の事業所における育児休業制度の導入率は、令和3年より0.3ポイント減少し、令和4年は87.1%になっています。
- 介護休業制度の導入率については、令和3年より0.9ポイント増加し、令和4年は81.2%となっています。
- 本県の事業所における令和4年の育児休業取得率は、女性では前年より2.4ポイント増加し97.9%となり、男性では前年より8.6ポイント増加し21.8%となっています。

図21 育児、介護休業制度の定めがある事業所の割合の推移（滋賀県）

資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）

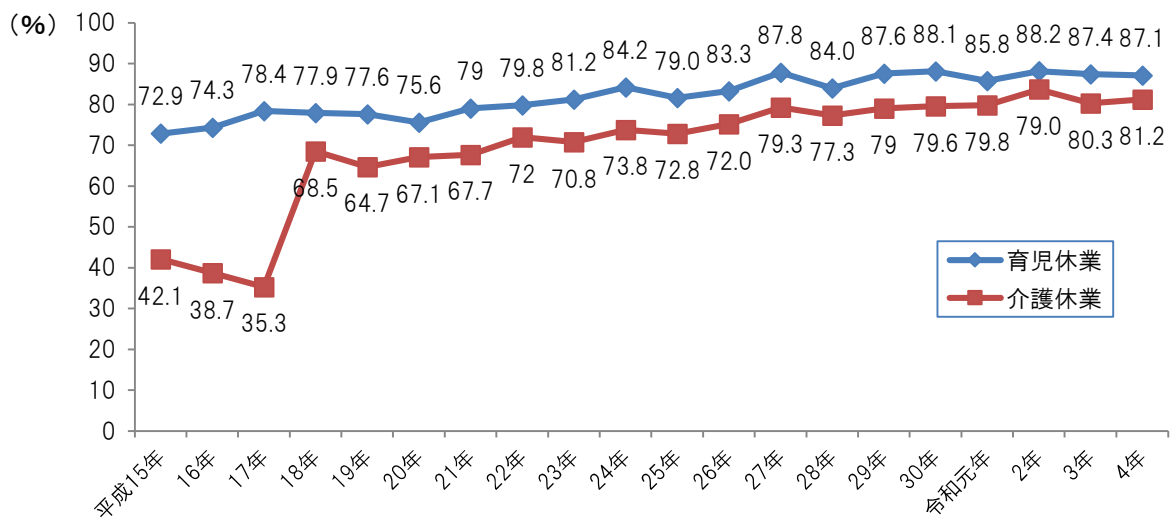
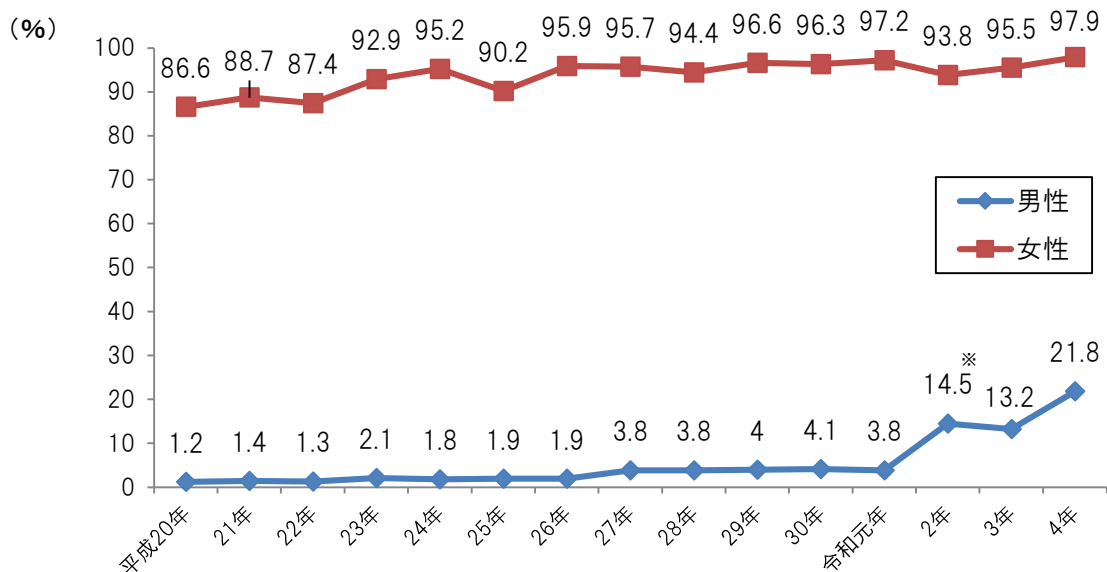


図22 育児休業取得率の推移（滋賀県）

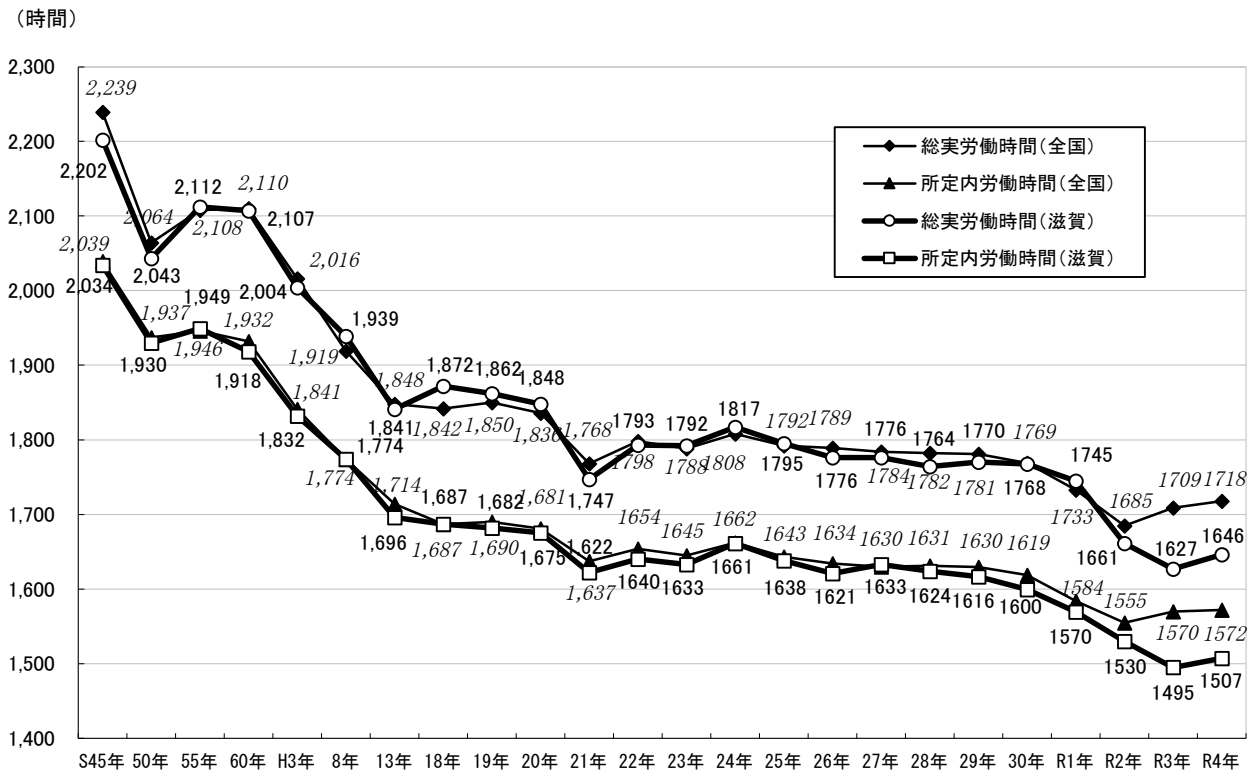
資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）



※R2年 突出した値を除いた参考値：6.7%（調査結果に大きな影響のある回答があったため、当該データを除いたデータを参考値として算出している。）

- 本県の一人平均の総実労働時間の推移をみると、昭和 45 年は 2,200 時間程度が昭和 50 年以降は 2,100 時間台でほぼ横ばいで昭和末まで推移しました。その後微減傾向が続き、平成 21 年からは、概ね 1,800 時間未満で推移していましたが、令和 2 年からは 1,700 時間未満で推移し、令和 4 年は 1,646 時間となりました。
- 一方、年間所定内労働時間は、昭和 40 年代は 2,000 時間台、昭和 50 年以降は 1,900 時間台、その後微減傾向が続き、平成 16 年以降は 1,600 時間代で推移していましたが、令和元年に 1,500 時間台となり、令和 4 年には 1,507 時間となりました。

図 23 一人平均総実労働時間の推移（滋賀県、全国）
資料：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）



(注) 暦年
調査産業計、
事業所規模 30 人以上が対象
年間平均月間総実労働時間を 12 倍したもの

6. 相談

- 令和4年度における男女共同参画センターへの相談実績は、「心の健康問題」が1,767件で最も多く、次いで「夫婦関係」が470件で、「地域・職場等の人間関係」が355件、「家族関係」が317件と続いています。
- 全体の相談件数は、相談員の増員もあり、令和3年度より大幅に増加し、4,324件となりました。男性からの相談件数は増加傾向にあり、750件となっています。

表2 男女共同参画センター相談実績の推移（滋賀県）

資料：県立男女共同参画センター資料

*（ ）内は男性からの相談件数で、内数

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
自立・生き方の問題	70(34)	141(93)	122(94)	42(24)	26(5)	55(11)
夫婦関係	395(59)	409(43)	466(71)	465(99)	556(118)	470(83)
家族関係	232(22)	229(17)	177(29)	183(33)	247(30)	317(63)
地域・職場等の人間関係	269(30)	383(35)	308(33)	365(44)	364(58)	355(75)
異性・性の問題	97(47)	97(62)	56(22)	70(55)	106(79)	130(62)
心の健康問題	1,739(108)	1,184(101)	1,244(166)	1,019(187)	1,019(228)	1,767(227)
セクハラ・性暴力	3(0)	8(2)	23(1)	3(2)	4(1)	3(2)
その他	624 (62)	514 (48)	520 (46)	637 (98)	578 (68)	1,227 (117)
全体	3,429 (362)	2,965 (401)	2,916 (462)	2,784 (542)	2,900 (587)	4,324 (750)
うちDVが関わる相談	451(78)	424(24)	550(48)	735(71)	724(49)	745(73)

■県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の令和3年度の実績をみると、人間関係では「夫等の暴力」が905件で多く、全体の相談件数は令和2年度より540件増加し、5,744件となりました。

表3 県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の実績の推移(滋賀県)
資料:「業務概要」(県子ども家庭相談センター(中央、彦根))

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
人間関係	夫等	夫等の暴力	1,880	1,759	1,602	1,766	1,683	781	940	798	927	672	905
		酒乱・薬物中毒	5	4	12	7	27	5	8	2	7	6	4
		離婚問題	554	427	441	576	519	315	346	243	270	237	226
		その他	145	156	188	169	143	132	86	121	121	88	108
	子ども	子どもの暴力	172	177	112	29	39	19	9	3	57	6	57
		養育不能	54	62	63	97	142	13	22	22	6	35	21
		その他	319	522	376	1,023	3,074	1,020	1,414	1,669	1,002	1,094	1,201
	親族	親の暴力	59	141	72	34	133	42	84	100	83	77	108
		その他の親族の暴力	45	22	11	24	44	12	19	35	34	16	19
		その他	58	85	73	50	160	86	114	60	101	96	109
	交際相手	交際相手からの暴力	78	96	10	34	153	107	37	67	47	33	47
		同性の交際相手からの暴力	9	1	3	0	0	0	7	0	12	0	0
		その他	9	9	10	19	13	14	23	21	6	11	18
		その他の者の暴力	100	173	89	218	152	370	242	302	27	3	5
		男女問題	31	81	74	23	9	10	2	4	13	12	17
		ストーカー被害	180	26	28	21	4	25	23	15	20	10	6
		家庭不和	-	-	20	9	0	5	17	5	75	102	106
		その他	371	435	478	349	392	230	310	176	405	183	196
	経済関係	生活困窮	156	420	138	144	218	59	75	33	45	51	37
借金・サラ金		38	37	15	3	31	5	28	6	38	5	16	
求職		127	153	119	25	366	21	29	13	36	94	41	
その他		57	99	74	119	282	113	192	87	56	92	110	
医療関係	病気	418	446	355	243	233	246	441	133	215	89	40	
	精神的問題	529	460	480	264	756	327	751	1,189	732	1,043	793	
	妊娠・出産	41	40	24	84	214	57	9	15	118	5	2	
	その他	49	63	112	237	544	167	317	451	235	158	246	
	住居問題	1,198	2,001	2,035	2,404	2,260	1,196	1,938	1,422	1,186	851	1,249	
	帰宅先なし	232	262	194	344	464	96	152	129	154	135	57	
	不純異性交遊	3	0	0	0	4	0	0	0	6	0	0	
	売春強要	1	1	19	0	0	1	0	0	0	0	0	
	ヒモ・暴力団関係	3	0	0	0	1	0	0	10	0	0	0	
	5条違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	人身取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	6,921	8,158	7,227	8,315	12,060	5,474	7,635	7,131	6,034	5,204	5,744	

- 本県では、平成 14 年度から県子ども家庭相談センター(中央・彦根)および男女共同参画センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加しました。
- 本県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和4年度は 1,094 件と前年より 22 件増加しました。

表 4 DV相談件数(滋賀県、全国)

資料：内閣府

	滋賀県		全 国		
	件 数	伸び率	件 数	伸び率	(参考)内閣府 DV相談+件数
平成 18 年度	1,245	10.0%	58,528	—	—
平成 19 年度	594	△52.3%	62,078	6.1%	—
平成 20 年度	664	11.8%	68,196	9.9%	—
平成 21 年度	715	7.7%	72,792	6.7%	—
平成 22 年度	875	22.4%	77,334	6.2%	—
平成 23 年度	831	△5.0%	82,099	6.2%	—
平成 24 年度	948	15.1%	89,490	9.0%	—
平成 25 年度	897	△5.4%	99,961	11.7%	—
平成 26 年度	802	△10.6%	102,963	3.0%	—
平成 27 年度	836	4.2%	111,172	7.9%	—
平成 28 年度	800	△4.3%	106,367	△4.3%	—
平成 29 年度	868	8.5%	106,110	△0.2%	—
平成 30 年度	850	△2.1%	114,481	7.9%	—
令和元年度	929	9.3%	119,276	4.1%	—
令和 2 年度	1,085	16.8%	129,391	8.5%	52,697
令和 3 年度	1,072	△1.2%	122,478	△5.3%	54,489
令和 4 年度	1,094	2.1%	122,010	0%	47,971

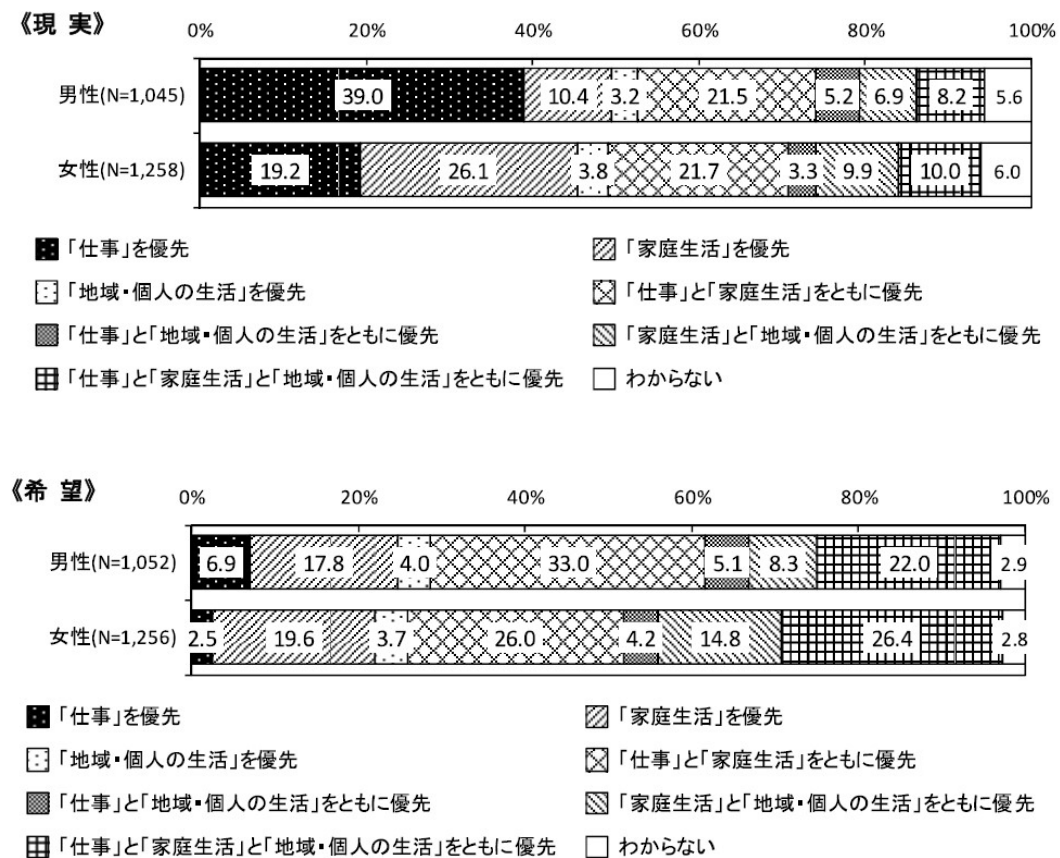
7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識

- 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてみると、希望では、男性は「仕事と家庭生活をともに優先」が最も多く、女性は「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」が最も多くなっています。
- 一方、現実では、男性は「仕事を優先」、女性は「家庭生活を優先」が最も多くなっています。

図 24 仕事と生活の調和に関する理想と現実（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和元年）」（県女性活躍推進課）



(2) 男性の労働時間と家庭や地域への参画

- 1週間に 60 時間以上働く人の割合は減少傾向にあります。男女別にみると男性が女性よりも高く、年間 200 日以上働く 20 歳代後半から 40 歳代前半の男性の約 10%が、1 日に換算して 12 時間以上働いていることとなります。
- 男性が育児・家事等に積極的に参加するために必要なこととしては、「男性も育児や介護の休業を取得しやすい環境にすること」が最も多く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が多くなっています。

図 25 週 60 時間以上就業している人の男女別割合（滋賀県）

（年間就業日数 200 日以上 of 就業者） 資料：「平成 4 年 就業構造基本調査」（総務省）

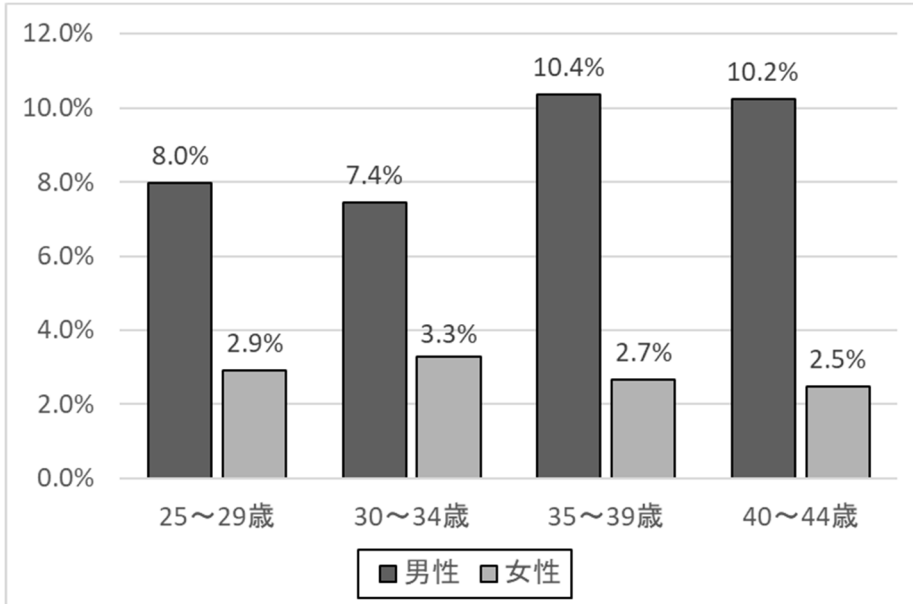
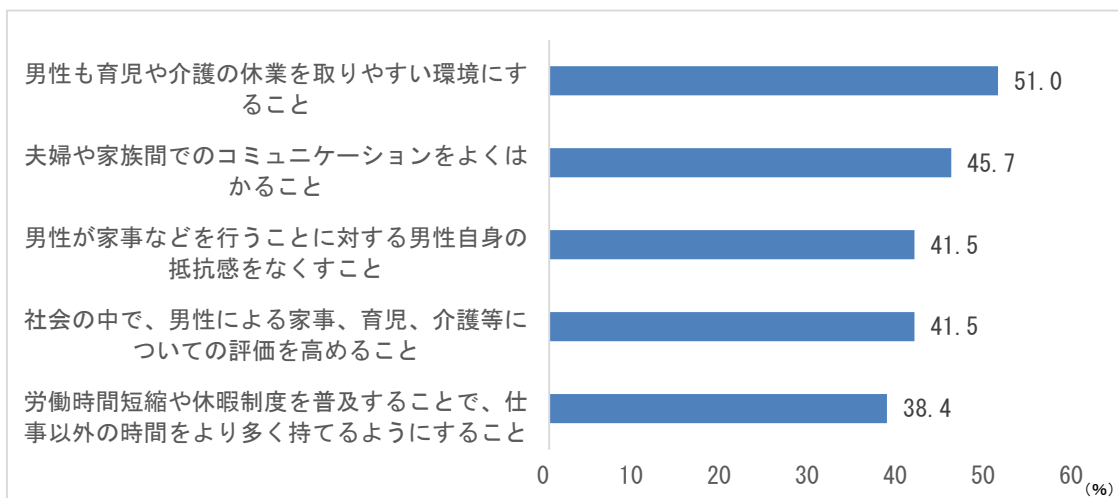


図 26 男性が育児・家事等に積極的に参加するために必要なこと(上位 5 項目・滋賀県)

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（令和元年）」（県女性活躍推進課）



(3) 女性の働き方

- 家事・育児を担いながら、男女が共に長時間労働を前提とした働き方で就業を継続することは困難を伴い、性別役割分担意識とも相まって、女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。
- 時系列でみると、徐々にM字カーブの谷は浅くなっています。
- また、女性の正規雇用率が25～29歳を頂点に右肩下がりに下降するL字カーブがみられます。

図 27 女性の労働力率（滋賀県：有配偶者・未婚者別）

資料：「令和2年 国勢調査」（総務省）

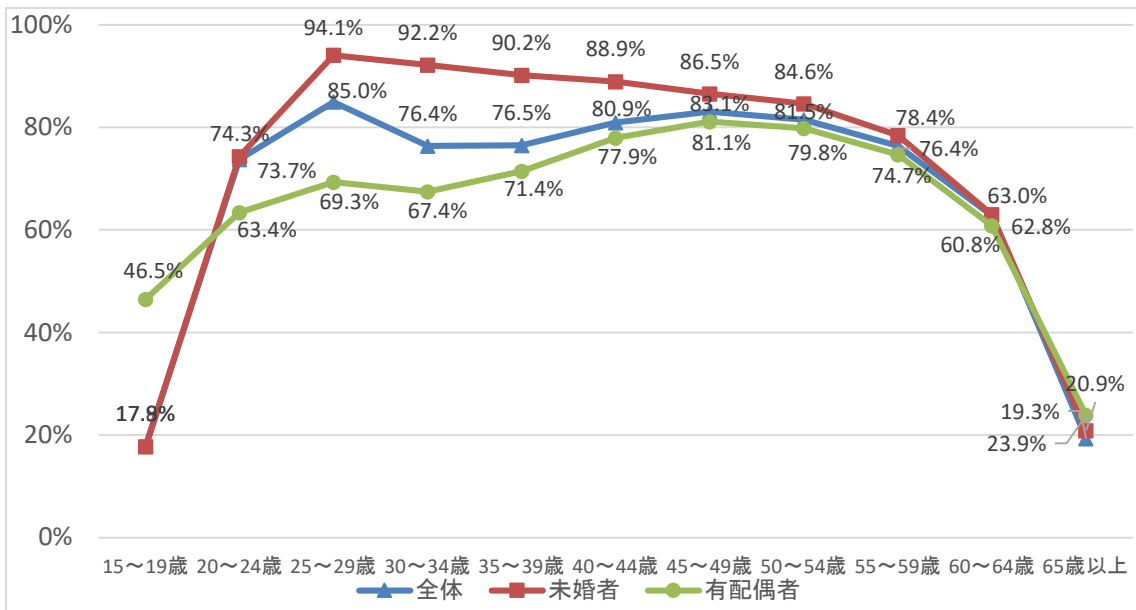
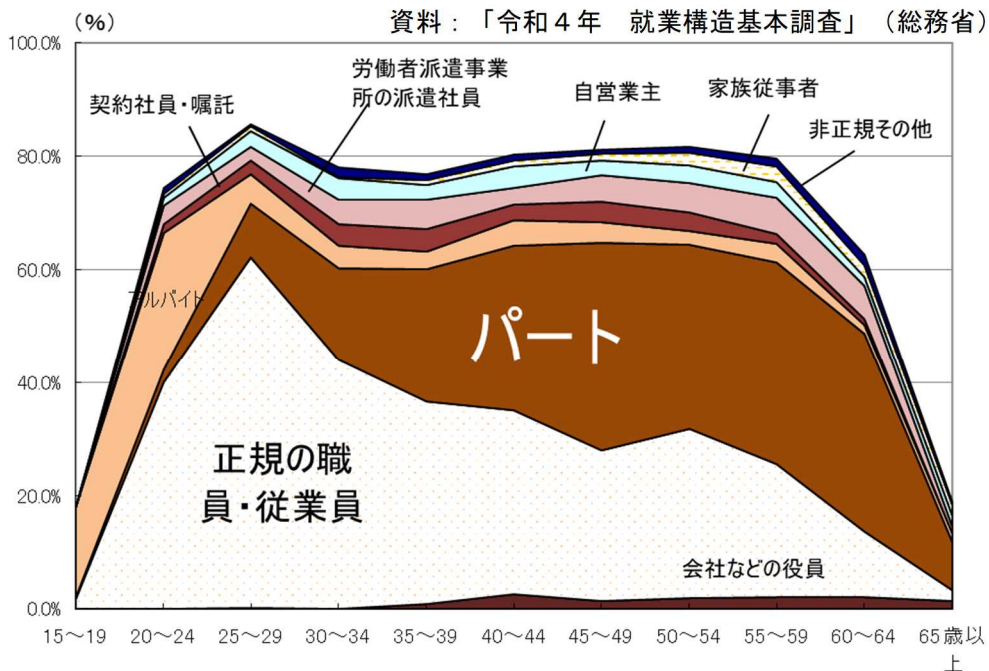


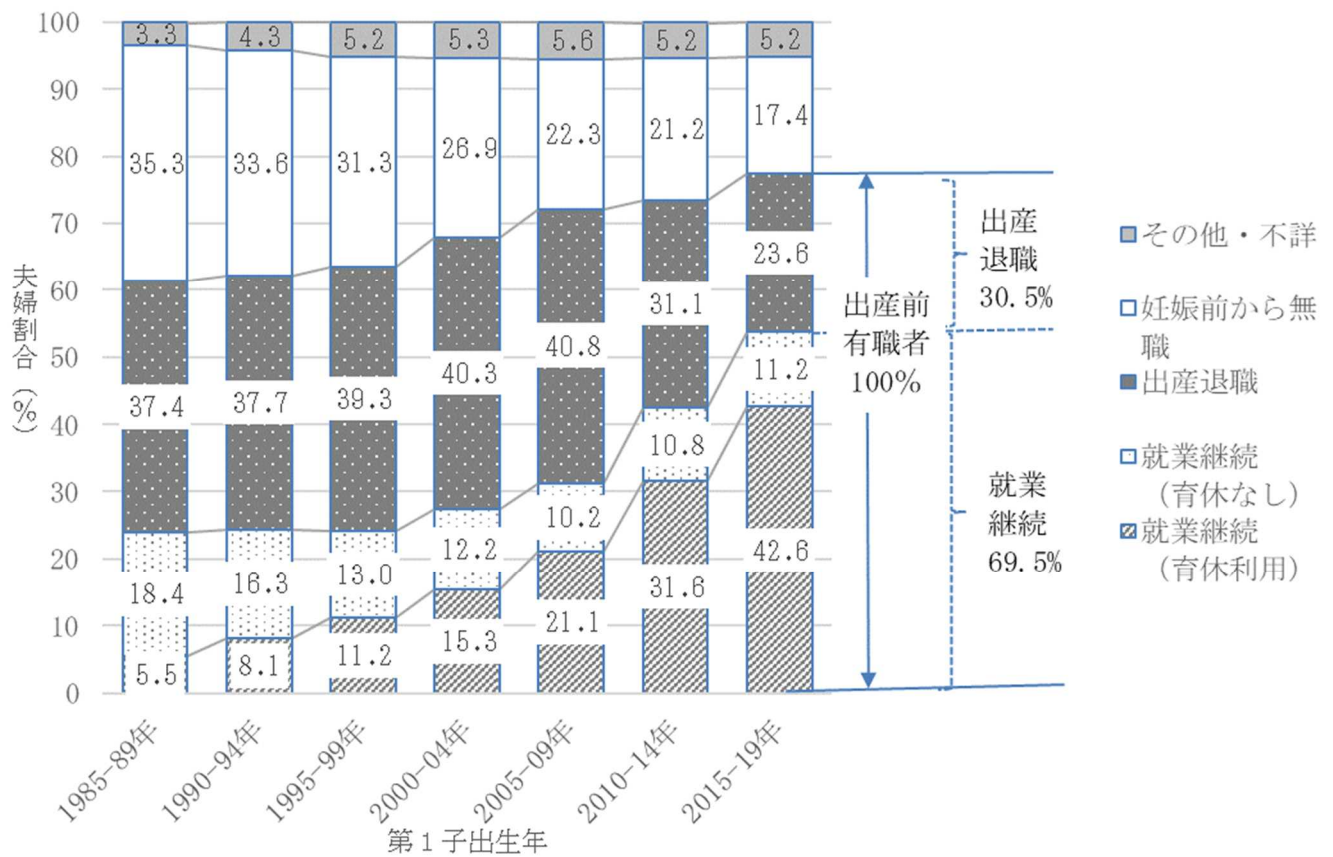
図 28 女性有業者の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）

資料：「令和4年 就業構造基本調査」（総務省）



■全国の状況をみると、育児休業制度の利用は年々増え、出産前に仕事をしていた女性の約7割が就業を継続しています。

図 29 子どもの出生年齢別、第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



資料：「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」国立社会保障・人口問題研究所

